

当社は、マネー・ローンダリングやテロ資金供与等の組織犯罪（以下「マネー・ローンダリング等」という。）を防止するための基本方針を以下のとおり定め、公表いたします。

マネー・ローンダリング等防止基本方針

1. 経営陣のリーダーシップ

経営陣は、マネー・ローンダリング等防止対策を経営の重要課題の一つとして位置づけ、主導性を発揮して積極的にマネー・ローンダリング等防止に努めます。

2. 管理態勢

コンプライアンス部門を所掌する役員をマネー・ローンダリング等防止管理責任者と位置づけ、全社的に連携して、実効性のある管理態勢を確立します。

3. リスクベース・アプローチ

当社におけるマネー・ローンダリング等のリスクを適切に特定し、経営戦略全体の中でリスクを評価したうえで、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客管理

顧客にかかる基本的な情報を適切に調査・取得し、顧客属性に応じて必要な顧客管理を行います。

5. 取引管理

取引モニタリングおよび取引フィルタリングを行い、疑わしい取引の届出につながる取引や制裁対象者との取引について適切に検知します。

6. 法令上の措置

取引モニタリング等で判明した疑わしい取引を適切に当局へ届け出るなどの法令上の措置について、適時適切に対応します。

7. 役職員の育成

役職員への研修等を行うことにより、マネー・ローンダリング等防止対策への理解を深め、役職員の専門的知識の維持、向上に努めます。

8. 検証と見直し

マネー・ローンダリング等の防止態勢について、定期的に検証を行い、その結果を踏まえ継続的な態勢の改善に努めます。

9. グループ連携によるリスク低減

日証金グループで連携をとり、グループ全体のマネー・ローンダリング等のリスク低減に努めます。